

「食品衛生法施行条例の一部改正」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

R2.11.30 島根県薬事衛生課

募集期間 令和2年10月1日～10月31日

意見提出者 3名

No.	ご意見の内容（概要）	県の考え方
1	<p>農産物漬物は、昔から保存食としても作られており、高齢化が進むこの島根県で、農作物を栽培することは高齢者の元気の源となっています。また自身が栽培した農作物を加工して販売することも健康長寿の原動力になっています。衛生管理の面で条例を厳しくしていかなければならないことは重々承知しています。しかし、昔からこの地に受け継がれている食文化を絶やすこと、高齢者の気力を削ぐことになると危惧しています。実際、「もう漬物作りはやめる」と言われている方が何人もおられます。もう高齢だから、後継者はいないから、新たに設備投資をしてまで続ける気はないと。</p> <p>保存性の高い食品についてはもう少し柔軟な対応を考えていただけないでしょうか。漬物（塩漬け）については短期間での腐敗等や細菌の発生の恐れは極めて低いものと思います。</p> <p>食品衛生と地域の食文化の継承の両方の観点から考えていただけたらと思います。</p>	<p>農家（生産者）や生産者団体が行う、行為のうち更なる加工のため、製造・加工業者へ販売することが前提の農産物の一次加工（野菜の塩蔵（梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉の塩漬等））については、採取業として取り扱われ、営業許可及び届出の対象となりません。</p> <p>また、新たに許可の対象となった営業（漬物製造業等）を営む者であって、施行時点において既に営業している者については、新制度が施行された時点（令和3年6月1日）から起算して、許可を取得するための猶予期間が3年間（令和6年5月31日まで）設けられています。</p> <p>併せて、家族経営等の小規模零細事業者の事業の継続性に十分配慮し、事業者が新基準に適合できるよう弾力的な運用を検討いたします。</p>
2	<p>行商人が住む地区で水揚げされた魚介類を売り歩くと、行商活動が活発となり、商圈が急速に拡大するので、お得意先への行商は維持・発展を期待している。また、県道を利用しての昔なつかしいブリキ缶に新鮮な魚介類を入れて運搬する光景はもう見られない。</p> <p>車営業に転換したためか、早朝の4時頃に猛スピードで車を走らせて、狸・狐類をはねて、立ち去り、遺体の回収を県土整備事務所に頼んでおり、何とかスピードダウンさせたい。また、県道の草刈りも必要です。</p>	<p>魚介類行商については、新制度の施行（令和3年6月1日）に伴い食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業届出制度に移行することとなります。</p> <p>また、県道の動物の死がいの回収及び除草並びにスピードダウンについては、関係機関へ連絡させていただきます。</p>

※応募のあった3件のうち1件については、本件に直接関係しないご意見であったため、お答えすることを差し控えさせていただきました。